

令和2年度
業務委託仕様書

名称 西線11条及び西線16条停留場安全確保警備業務

特命の場合
その業者名

請求課: 路面電車部 運行管理課 運行業務係

担当者 山田 保 外線:551-3944 内線:2732

1 目的

西線 11 条（外回り）及び西線 16 条（外回）停留場において警備し、路面電車の運行に関し、旅客の誘導や案内、旅客及び歩行者の車道への飛び出しの抑止、路面電車への運行阻害の抑止や歩行者等への安全啓発、事故発生時の通報等を行い、安全且つ円滑な輸送を確保することを目的とする。

2 警備事項

指定場所において立番し、下記項目について警備する。

(1) 停留場付近

- ア 停留場における旅客の案内誘導及び整理
- イ 路面電車に対する運行阻害の抑止
- ウ 停留場付近の横断歩道における通行確保
- エ 事故及びトラブル発生時の緊急連絡

(2) その他

上記の他、付帯業務として以下の項目を実施すること。

- ア 不審者・不審物発見時の通報
- イ 急病人等に対する初期対応
- ウ その他、当局が指示する事項

3 委託期間

令和 2 年 12 月 14 日（月）から令和 3 年 3 月 19 日（金）

土日祝・年末年始（令和 2 年 12 月 29 日～令和 3 年 1 月 3 日）を除く平日。

※ 12 月＝11 日、1 月＝19 日、2 月＝18 日、3 月＝15 日の合計 63 日間

4 警備日程及び警備員配置等

警備員の配置日及び配置場所、配置人員並びに警備項目は、別に定める「実施要領」に基づくものとする。

5 実施要領

別添のとおり。

6 業務主任（業務責任者）の選任及び届出

受託者は、業務に従事する警備員の中から、あらかじめ業務責任者（業務主任）を選任し、その氏名を届け出るものとする。

また、変更の場合についても同様とする。

7 警備員名簿の提出

受託者は、業務に従事する警備員について、警備員名簿を事前に提出し、委託者の承認を受けてい

る者の中から配置することとする。また、先に提出した警備員名簿に変更が生じた場合は、その都度、変更警備員名簿を作成し提出すること。

8 関係書類の提出

受託者は、以下に指定する関係書類を提出すること。

- (1) 業務着手届 着手と同時。
- (2) 業務工程表(警備計画書) 契約後直ちに。
- (3) 業務主任経歴書 契約後直ちに。
- (4) 業務完了届 業務完了後。

9 警備業務日誌の提出

受託者は、業務日の翌日、「西線 11 条及び西線 16 条安全確保警備日誌」を提出すること。

10 安全の確保

受託者は、業務の履行にあたり、委託者の職員及び第三者に対する事故防止・安全確保に留意し、万一事故が発生した場合には、その責任の一切を負うものとする。また、第三者との間に紛争等が発生した場合についても、受託者の責任において一切を処理するものとする。

11 業務の改善

委託者が履行品質等について不相当と認め受託者に業務改善に係る文書が交付された場合は、受託者は直ちに業務改善の措置を講じなければならない。

12 警備員の条件

警備員は、節度と良識を備え、身体強健で積極的に職務に専念できる者とする。

なお、警備員の任務に不相当と委託者が認めたときは、直ちに警備員の交代を行うこと。

13 制服及び名札の着用

安全確保の観点から、受託者は、警備員であることを明らかにするため、警備員に受託者の会社名の付した制服制帽を着用させるとともに胸部に名札を付けさせること。

なお、防寒及び防雨対策が必要な場合は、受託者の会社名の付した防寒及び防雨用の制服を業務従事者に受託者において支給するものとし、私服を着用しての業務履行は認めない。

また、市民に不快感を与えないよう、制服は常に清潔な状態で着用すること。

14 身分証明書の携帯

受託者は、常に警備員に受託者が発行した身分証明書を携帯させること。

15 備品等の破損事故

業務履行中に委託者又は第三者の備品、設備等を破損した場合又は破損を確認した場合は、直ちに委託者へ報告のうえ、適切な処置を講ずること。

なお、破損等の原因が受託者の責めに帰すべき事由であると認められる場合は、委託者の指示により、受託者の費用負担をもって原状回復を行うこと。

16 遺失物発見時の処理

停留場内における遺失物は、一般財団法人札幌市交通事業振興公社遺失物取扱規程に基づき当社に引き渡すこと。

17 環境への配慮

受託者は、業務従事者に対し、札幌市環境方針を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

また、本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めこと。

18 遵守事項

本仕様書に示すほか、本業務に係る契約については、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程等に定めるところによる。

また、警備業法及び労働基準法等各種法令を遵守し、業務従事者に対しては良好な雇用関係を確立し、適正に業務を履行すること。

19 その他

この仕様書に定めない事項については双方協議するものとし、業務内容に疑義が生じた場合は必ず委託者に確認のうえ、委託者の指示に従うものとする。

20 支払

本件に係る支払いについては、下記別表のとおりとする。

但し、下記割合において、端数が生じた場合においては、1回目の支払にて加算調整を行う。

別表

支払回数	業務期間	支払比率
1回目	12月	17%
2回目	1月	30%
3回目	2月	29%
4回目	3月	24%
合計		63日分

実施要領

1 警備の目的

西線 11 条及び西線 16 条停留場において警備し、旅客の誘導や案内、旅客及び歩行者の車道への飛び出しの抑止、路面電車への運行阻害の抑止や歩行者等への安全啓発、事故発生時の通報等を行い、安全且つ円滑な輸送を確保することを目的とする。

2 警備員配置

(1) 配置期間

令和 2 年 12 月 14 日（月）～令和 3 年 3 月 19 日（金）

土日祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日の 7 : 00～9 : 00

※ 12 月＝11 日、1 月＝19 日、2 月＝18 日、3 月＝15 日の合計 63 日間

(2) 配置場所

西線 11 条及び西線 16 条停留場の外回り

なお、警備場所、警備時間帯、人員等配置は下記のとおり。

ただし、配置位置については、状況に応じて、その都度委託者が指示を行う。

配置場所及び人数	
西線 11 条（外回り）	西線 16 条（外回り）
1 名 7 : 00～9 : 00	1 名 7 : 00～9 : 00



3 警備事項

指定場所において立番し下記項目について旅客の誘導案内及び警戒警備を行うこと。
指定場所において立番し、下記項目について警備する。

(1) 停留場付近

- ア 停留場における旅客の案内誘導及び整理
- イ 路面電車に対する運行阻害の抑止
- ウ 停留場付近の横断歩道における通行確保
- エ 事故及びトラブル発生時の緊急連絡

(2) その他

上記の他、付帯業務として以下の項目を実施すること。

- ア 不審者・不審物発見時の通報

- イ 急病人等に対する初期対応
- ウ その他、当局が指示する事項

4 腕章の着用

警備員は会社名の付した制服制帽を着用するとともに、委託者から貸与する腕章を着用し、公社の委託した警備員であることを明らかにすること。

5 報告

- (1) 業務日毎に業務開始及び業務終了を、電車事業所に電話連絡すること。
連絡先：電車事業所運転管理室（011）551-2781
- (2) 業務日の翌日、停留場ごとに「警備日誌」（様式1）を提出すること。
提出方法：提出方法については、電車事業所と協議すること。
- (3) 上記報告のほか、状況または必要に応じて、随時、電車事業所に報告すること。
連絡先：早朝深夜＝電車事業所運転管理室（011）551-2781
日 中＝電車事業所運行業務係（011）551-3944


6 その他

業務内容に疑義が生じた場合は、必ず委託者（上記5の電車事業所）に確認を行うこと。また、指示ある場合はこれに従うこと。

西線11条（外回り）安全確保警備業務 警備日誌

令和 年 月 日 ()

運行管理課長	運行業務係長	主任
	運行管理課長 事務取扱	

警備員氏名	印		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>警備員配置図</p>  </div> <div style="width: 85%;"></div> </div>			
警備時間帯	担当警備員	実施結果	
①	7:00 ~ 9:00		
	~		
特記事項			

西線16条（外回り）安全確保警備業務 警備日誌

令和 年 月 日 ()

運行管理課長	運行業務係長	主任
	運行管理課長 事務取扱	

警備員氏名	印		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>警備員配置図</p>  </div> </div>			
警備時間帯	担当警備員	実施結果	
① 7:00 ~ 9:00			
~			
特記事項			